

改正海洋汚染防止法（バラスト水規制関係）説明会のご案内

船舶からの有害なバラスト水の排出による生態系破壊等を防止するため、平成 16 年 2 月に、国際海事機関（IMO）において、「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」（船舶バラスト水規制管理条約）が採択されました。

我が国も、国際的な連携の下に、外航船舶から排出される有害なバラスト水による生態系破壊等の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があることから、先の通常国会において、船舶バラスト水規制管理条約を国内的に担保するため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（海洋汚染防止法）が改正されました。

同法では、国際航海に従事する船舶からのバラスト水の排出を禁止する他、船舶所有者等に対し、処理設備の設置や管理者の選任等を義務づけております（別紙 1）。

国土交通省では、海洋汚染防止法の改正概要について、海事関係事業者の方々に広く周知することを目的に、全国 11 会場（別紙 2）において「改正海洋汚染防止法（バラスト水規制関係）説明会」を開催することといたしました。

説明会に参加を希望される方は、別紙 2 に記載された申込み先に、別紙 3 の申込書に必要事項をご記入の上、メール又は FAX にてお申し込み下さい。

- ※ 1 複数の説明会へのご参加をご希望する場合、参加を希望する会場毎にご登録下さい。
- ※ 2 お申込みが各会場の定員を超えた場合、1 社あたりの参加人数を調整させて頂くことや、二部制とするため開始時間を変更させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。
- ※ 3 東京及び広島会場につきましては、一般社団法人日本船舶品質管理協会が開催する「船舶バラスト水規制管理条約に関するセミナー」の一環として実施いたします。問い合わせ先、申込み先は日本船舶品質管理協会宛となります。
- ※ 4 札幌、仙台、新潟会場につきましては、「海洋汚染防止講習会」と同時開催となります。

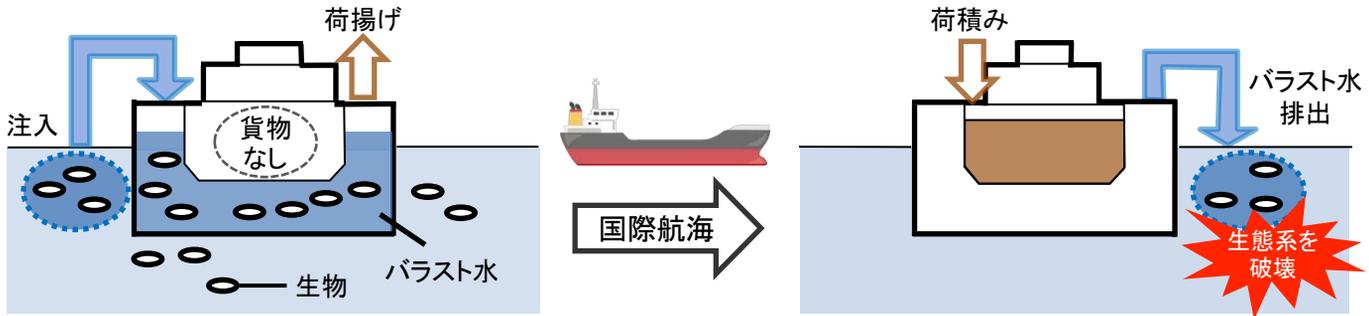
<連絡先>

国土交通省海事局海洋・環境政策課	宮岡	03-5253-8111	(内線：43-924)
	深石	〃	(内線：43-923)
	野間	〃	(内線：43-927)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結に伴い、船舶からの有害なバラスト水の排出禁止、処理設備の設置義務付け等の所要の措置を講ずる。

背景



バラスト水(船舶の安定のために取り入れる海水等)に含まれる生物が、バラスト水とともに本来の生息地ではない外国で排出されることにより、生態系破壊等の環境問題が顕在化

世界での被害例



ゼブラガイによる発電所被害
(1989～2000 米国・五大湖)



中国モクズガニによる漁業被害
(1990年代～ 欧州・ドイツ、バルト海)



ムラサキガイによる漁業被害
(1970年代～ 日本・広島湾等)



ワカメによる貝類養殖被害
(1980年代後半～ オーストラリア、北米大陸太平洋岸)

- ・国際海事機関(IMO)において、生態系破壊等を防止するため、バラスト水規制管理条約を採択(平成16年2月)
- ・平成26年以内に条約の発効要件を充足する見込み(要件充足の1年後に発効)

改正の概要

バラスト水規制管理条約を踏まえ、海洋環境保全の観点から措置を講ずる。

排出規制

- ◆ 船舶からの有害なバラスト水の排出を禁止
水中生物(プランクトン、細菌等)を基準値以上含むバラスト水が、自国EEZから他国EEZに移動し排出されることにより排出先の生態系に悪影響を与えるため、海洋環境の保全の見地から、未処理のまま排出することを禁止
- ◆ 船舶所有者等に対する義務付け
 - 処理設備の設置
 - 管理者の選任
 - 手引書の作成及び備置き
 処理設備の設置義務: 新造船は条約発効後
現存船は一定期間猶予(原則: 条約発効後、5年ごとの定期検査まで)
- ◆ 船長に対する義務付け
 - 記録簿の備付け

規制の担保

- ◆ 処理設備及び手引書について、船舶検査を実施し、国際証書を交付
- ◆ 外国船舶の立入検査を実施(国際証書・記録簿を確認、違反船舶は拘留が可能)

改正海洋汚染防止法（バラスト水規制関係）説明会 開催一覧（日程順）

開催日	開催地	時間	会場名	席数	問い合わせ先、申込み先
10月10日	金 大阪	15:00 ～ 16:30	プリムローズ大阪 3階「高砂」 〒540-0008 大阪市中央区大手前 3-1-43	80	近畿運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課 係長 中井 TEL: 06-6949-6426 FAX: 06-6949-5203 Mail: nakai-k57km@kkt.mlit.go.jp
10月15日	水 名古屋	13:30 ～ 15:00	名古屋合同庁舎第1号館 11階大会議室 〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1	150	中部運輸局 海上安全環境部 船舶検査官 神崎 TEL: 052-952-8017 FAX: 052-952-8083 Mail: kanzaki-t56yz@cbt.mlit.go.jp
10月17日	金 神戸	14:00 ～ 15:30	神戸海洋博物館 ホール 〒650-0042 神戸市中央区波止場町 2-2	100	神戸運輸監理部 海上安全環境部 船舶安全環境課 課長補佐 丸吉 TEL: 078-321-7052 FAX: 078-321-0966 Mail: maruyoshi-h58dz@kbn.mlit.go.jp
10月24日	金 新潟	15:45 ～ 17:00	新潟美咲合同庁舎 2号館 5階海技試験室 〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1	60	北陸信越運輸局 海事部 船舶安全環境課 専門官 土井 TEL: 025-285-9158 FAX: 025-285-9176 Mail: doi-h54jz@hrt.mlit.go.jp
10月29日	水 仙台	15:45 ～ 17:00	仙台第4合同庁舎 2階大会議室 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1	100	東北運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課 専門官 佐藤 TEL: 022-791-7516 FAX: 022-299-8884 Mail: satou-k53h4@tth.mlit.go.jp
10月29日	水 今治	14:00 ～ 15:30	今治地域地場産業センター 第2研修センター 〒794-0042 今治市旭町 2-3-5	70	四国運輸局 今治海事事務所 首席運輸企画専門官 山地 TEL: 0898-33-9002 FAX: 0898-23-2572 Mail: yamaji-t63tm@skt.mlit.go.jp
10月31日	金 東京※	13:30 ～ 16:00	東海大学校友会館「望星の間」 〒100-6035 千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 35階	100	一般社団法人 日本船舶品質管理協会 上席技師 長村（おさむら） TEL: 03-3253-6201 FAX: 03-3253-6204 Mail: m-osamura@jmq.or.jp
10月31日	金 高松	13:30 ～ 15:00	高松港湾合同庁舎 1階会議室 〒760-0064 高松市朝日新町 1-30	50	四国運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課長 井上 TEL: 087-825-1189 FAX: 087-821-5732 Mail: inoue-y62tn@skt.mlit.go.jp 四国運輸局 海上安全環境部 首席船舶検査官 赤熊 TEL: 087-825-1192 FAX: 087-821-5732 Mail: akaguma-t58hd@skt.mlit.go.jp
11月6日	木 広島※	13:30 ～ 16:00	ホテルグランヴィア広島 3階「天平の間」 〒732-0822 広島市南区松原町 1-5	100	一般社団法人 日本船舶品質管理協会 上席技師 長村（おさむら） TEL: 03-3253-6201 FAX: 03-3253-6204 Mail: m-osamura@jmq.or.jp
11月11日	火 博多	13:30 ～ 15:00	福岡合同庁舎新館 10階中会議室 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	50	九州運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課 専門官 高尾 TEL: 092-472-3174 FAX: 092-472-3305 Mail: takao-t63mx@qst.mlit.go.jp
11月18日	火 札幌	15:45 ～ 17:00	札幌第2合同庁舎 9階講堂 〒060-0042 札幌市中央区大通西 10	100	北海道運輸局 海上安全環境部 船舶安全環境課長 池見 TEL: 011-290-2771 FAX: 011-290-1031 Mail: ikemi-a57mx@hkt.mlit.go.jp

※ 東京、広島会場については、一般社団法人日本船舶品質管理協会が開催する「船舶バラスト水規制管理条約に関するセミナー」の一環として実施。